平成２１年（フ）第４５３号
盛岡市東仙北１丁目12番64号　コーポやはた７号
債務者　佐藤　憲明
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第１３４号
宮城県石巻市山下町２丁目８番25号ルナシー201号
債務者　阿部　雄樹（旧姓土井）
1　決定年月日時　平成21年７月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで　仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２１年（フ）第１３５号
宮城県石巻市山下町２丁目８番25号ルナシー201号
債務者　阿部　敦子（旧姓遠藤）
1　決定年月日時　平成21年７月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで　仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２１年（フ）第２４８号
群馬県高崎市倉賀野町2216番地７
債務者　池松　末人
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで　前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第２４９号
群馬県高崎市倉賀野町2216番地７
債務者　池松　和子
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで　前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第２５５号
群馬県高崎市八幡町800番地75
債務者　白本　延枝
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで　前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第２６３号
群馬県高崎市箕郷町上芝437番地35
債務者　青木　武俊
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで　前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第３０２号
埼玉県富士見市羽沢１丁目２番23号
債務者　砂川　晃一
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第３６３号
埼玉県朝霞市朝志ケ丘１丁目２番１―340号
債務者　田中　君子
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第３６４号
埼玉県朝霞市朝志ケ丘１丁目２番１―304号
債務者　田中　一二
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第３８３号
埼玉県入間市黒須１丁目12番　１―425号
債務者　伊勢本洋子
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第４０１号
埼玉県所沢市北中４丁目466番地の５
債務者　森　まどか
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第１３７号
新潟県長岡市川崎５丁目431番地６、申立直前の住所新潟県長岡市金町１丁目５番14号
債務者　木間　京子
1　決定年月日時　平成21年７月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで　新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２１年（フ）第１０６号
名古屋市東区砂田橋３丁目２番　大幸東団地106―603、申立時の住所岐阜県多治見市白山町３丁目85番地の１　シャトレ愛松多治見202
債務者　大沢　博昭
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで　岐阜地方裁判所多治見支部

平成２１年（フ）第１０７号
名古屋市東区砂田橋３丁目２番　大幸東団地106―603、申立時の住所岐阜県多治見市白山町３丁目85番地の１　シャトレ愛松多治見202
債務者　大沢　春美
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで　岐阜地方裁判所多治見支部

平成２１年（フ）第１０９号
岐阜県恵那市大井町2709番地
債務者　可知　進一
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで　岐阜地方裁判所多治見支部

平成２１年（フ）第１２５号
岐阜県瑞浪市土岐町6534番地
債務者　後藤　園巳（旧姓宮崎）
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで　岐阜地方裁判所多治見支部

平成２１年（フ）第１２８号
岐阜県恵那市大井町2716番地166　恵那市養護老人ホーム・恵光園
債務者　天野　冬子
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで　岐阜地方裁判所多治見支部